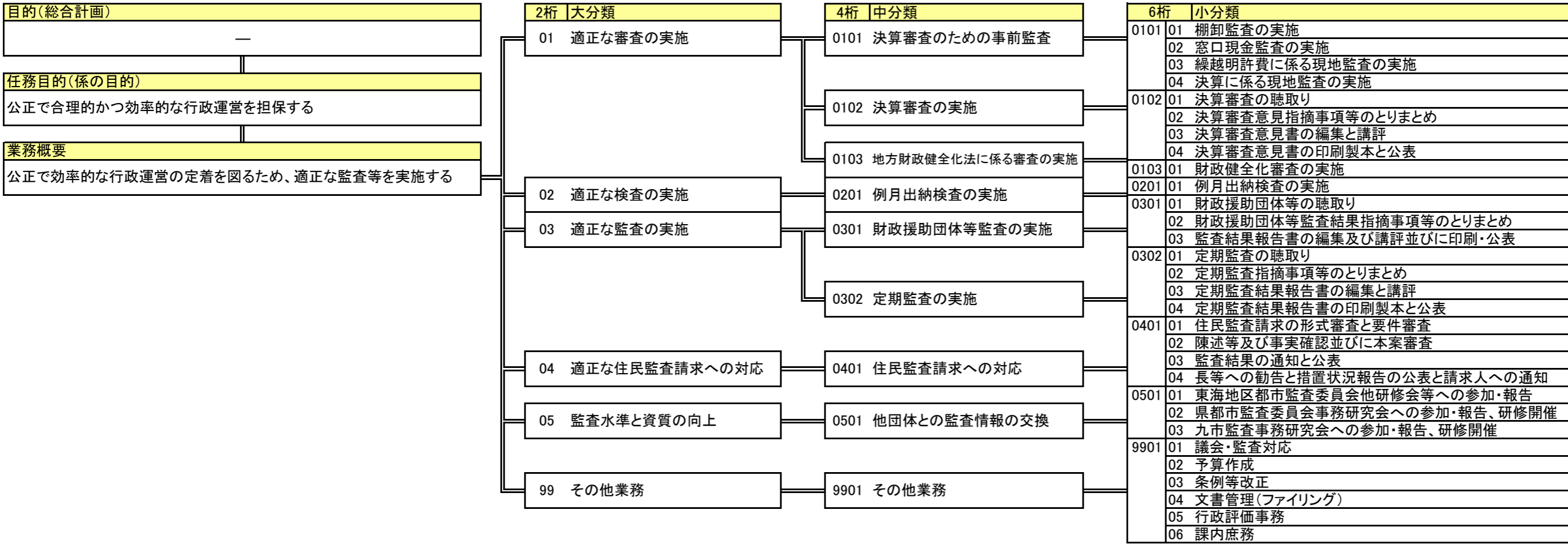


業務体系図(ロジックツリー図)

作成担当

監査委員事務局 監査係 (1/1)



業務コード			目的・業務内容	管理指標	実績(H21)	目標	期限	困難度	人工【時間数】	備考	
2桁	4桁	6桁									
03			適正な監査の実施	実施率	100%	100%	22年度	☆	538		
	0301			財政援助団体等監査の実施	実施率	100%	100%	22年度	☆	16	
		030101	財政援助団体等の聴取り		適正処理	適正処理	適正処理	22年度	☆	16	
		030102	財政援助団体等監査結果指摘事項等のとりまとめ		処理期限	12月	10月	22年度	☆	0	
		030103	監査結果報告書の編集及び講評並びに印刷・公表		処理期限	12月	10月・12月初旬	22年度	☆	0	
				定期監査の実施	実施率	100%	100%	22年度	☆	522	
	0302	030201	定期監査の聴取り		適正処理	適正処理	適正処理	22年度	☆	116	
		030202	定期監査指摘事項等のとりまとめ		処理期限	12月～2月	11月～1月の各20日頃	22年度	☆	124	
		030203	定期監査結果報告書の編集と講評		処理期限	3月上旬	12月下旬～1月下旬の各3期と2月上旬	22年度	☆	230	
		030204	定期監査結果報告書の印刷製本と公表		処理期限	3月中下旬	2月上旬・中旬	22年度	☆	52	
04			適正な住民監査請求への対応	適正処理	適正処理	適正処理	22年度	☆	0		
	0401			住民監査請求への対応	適正処理	適正処理	適正処理	22年度	☆	0	
		040101	住民監査請求の形式審査と要件審査		適正処理	適正処理	適正処理	22年度	☆	0	
		040102	陳述等及び事実確認並びに本案審査		適正処理	適正処理	適正処理	22年度	☆	0	
		040103	監査結果の通知と公表		適正処理	適正処理	適正処理	22年度	☆	0	
		040104	長等への勧告と措置状況報告の公表と請求人への通知		適正処理	適正処理	適正処理	22年度	☆	0	
05			監査水準と資質の向上	適正処理	適正処理	適正処理	22年度	☆	68		
	0501			他団体との監査情報の交換	適正処理	適正処理	適正処理	22年度	☆	68	
		050101	東海地区都市監査委員会他研修会等への参加・報告		適正処理	適正処理	適正処理	22年度	☆	8	
		050102	県都市監査委員会事務研究会への参加・報告、研修開催		適正処理	適正処理	適正処理	22年度	☆	28	
		050103	九市監査事務研究会への参加・報告、研修開催		適正処理	適正処理	適正処理	22年度	☆	32	
99			その他業務	適正処理	適正処理	適正処理	22年度	☆	574		
	9901			その他業務	適正処理	適正処理	適正処理	22年度	☆	574	
		990101	議会・監査対応		適正処理	適正処理	適正処理	22年度	☆	16	
		990102	予算作成		適正処理	適正処理	適正処理	22年度	☆	32	
		990103	条例等改正		適正処理	適正処理	適正処理	22年度	☆	20	
		990104	文書管理(ファイリング)		適正処理	適正処理	適正処理	22年度	☆	118	
		990105	行政評価事務		適正処理	適正処理	適正処理	22年度	☆	48	
		990106	課内庶務		適正処理	適正処理	適正処理	22年度	☆	340	
									合計	1,879	

平成22年度 業務棚卸表(総括表)

所属	総務企画部 監査委員事務局 監査係	係 表番号	1/1	内 線	1800				
総合計画の位置付け									
基本方針:99.その他施策を支えるもの 施策の柱:99.その他施策を支えるもの									
目 的		総合計画等指標	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	目標	期限
-		-	-	-	-	-	-	-	-
任務目的	公正で合理的かつ効率的な行政運営を担保する	適正処理率	100%	100%				100%	21年度
業務概要	公正で効率的な行政運営の定着を図るため、適正な監査等を実施する	期限内処理率	100%	100%				100%	21年度
【総合計画等指標の動向(現状分析)】									
平成17年1月17日の市制施行に伴い、菊川市でも監査委員制度に基づく「監査委員事務局」が設置された。しかしながら、平成18・19年度には、事務局長及び執務室が議会事務局に統合された後、20年度に再度専従の事務局長及び執務室が復活、紆余曲折を経て今日に至っている。この間、既存市で定着し一般化している監査方法を鋭意取入れ、「公正で合理的かつ効率的な行政運営を担保する」に足る「監査水準の向上」と「適正な監査の実施」に努めてきた。									
【前年度からの改善措置】									
事務局2名体制は、現在の監査水準を維持するための最低限の組織体である。地方自治法第199条第4項や同第7項等の規定の趣旨に則り、平成19年度から監査結果報告の写し(定期監査と財政援助団体等監査)を、議会の諸報告で全議員に配布し、監査結果の公表を励行している。また、市立図書館の行政文書コーナーへも寄贈し、監査結果の公開に努め、併せてホームページを活用し、適時に広く市民へ公開している。									
【次年度改善措置】									
年間監査計画・実施計画を策定し、計画に基づく適時の監査等を実施する。 ホームページへの年間監査計画の掲載等、HPの活用と充実を図りたい。									